

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

議員に対する宿泊料の支給に関するもの

経過

- 令和6年6月26日 職員措置請求書受付
令和6年7月10日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和6年8月5日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和6年8月22日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

「議員がなす行政視察への旅費のうち宿泊料金に相当する金額を概算払されたが、」「残金を着服、横領した行為を、職員がそれを知りながら精算事務を行い、市に財務会計上の損害を与えた。」
横浜市長に「残金を監査対象者らから返還請求せよ。」と勧告することを求めるとともに、「刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき検察当局への告発、告訴を行うよう附言することを求める。」

監査の結果

本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。（棄却）

＜監査委員の判断＞

- 本件宿泊料の支出について
監査結果公表文6ページ及び7ページに記載のとおり
- 本件宿泊料の精算時の「支給額の減額処理」について
監査結果公表文7ページ及び8ページに記載のとおり

以上のことから、本件宿泊料について、精算時に「支給額の減額処理」を行わなかったことは、違法又は不当な財務会計上の行為とは言えません。
したがって、請求人の主張には理由がないと判断しました。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/0292_20240822.pdf

【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>

裏面あり

【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354